

協議第20号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。	

「協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 <u>2</u> 町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。</p> <p>2～5 略</p>	<p>1 <u>幕別町</u>が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。</p> <p>2～5 略</p>